

国立大学法人岐阜大学教育学部附属中学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定
平成30年4月改定
平成31年3月改定

はじめに

ここに定める「国立大学法人岐阜大学教育学部附属中学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

（法：第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの解消

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認をするなど適切に対応する。

(3) 基本認識

学校教育全体を通して、以下の認識を十分理解し、いじめ防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」
- ・「いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長や人格形成に多大な影響を与え、時には生命や身体に重大な危険を生じさせる可能性がある人権に関わる問題である」

(4) 附属中学校としての基本的な構え

附属学校は創設以来「人間教育」を標榜し、教育活動を行ってきた。この「人間教育」を基盤とし、中学校では、「独歩・信愛・協働」という学校教育目標を掲げている。これらの学校教育目標をもとにして、いじめ防止等のために次の3点を重点的な基本的な構えとする。

- ① よりよい人間関係の構築
- ② 積極的な生徒理解
- ③ 保護者・関係諸機関との連携

(5) 保護者の責務

学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめ問題について対応する。保護者は、その保護する生徒がいじめを行うことがないよう規範意識等の指導を行うとともに、その保護する生徒がいじめを受けた場合に、適切にいじめから保護する。また、学校が講ずるいじめ防止等のための取組に協力するように努める。

2 いじめの未然防止のための取組（自己有用感を高める取組）

(1) 魅力ある授業・学級・学校づくり

- ・学校教育目標に示されている「信愛」「協働」を具現する姿を学校行事に向けた取組や日常生活の中において継続して指導する。
- ・教科等の学習では、主体的で対話的な学びを通して分かる・できる喜びが味わえる授業を展開する。
- ・生徒会が中心となって、人権について考えたり、人権に関わった取組を行ったりすることを通して人権尊重やいじめ防止への意識を高める指導を行う。

(2) 日常における道徳教育

- ・学校教育目標に示されている「独歩」を具現するために、道徳の時間の振り返りにポートフォリオを用いて自分の心を見つめさせる。
- ・道徳の時間に学習した価値を日常生活につなげるように、日常生活の具体的な姿と照らし合わせながら生徒の道徳的価値観を高める指導をする。
- ・「附属中人権宣言」に立ち返り、自他の生命や人権を大切にする指導を日常的に行う。

(3) 情報モラル教育の充実

インターネットを通じた誹謗中傷などのいじめを未然に防ぐため、教職員と保護者の間で指導について共通理解を図り、情報モラルに関わる教育を計画的に実施する。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめを早期発見・早期対応するため、年間計画に基づいて、「心と体のアンケート」（記名式：年3回、無記名式：年2回）、ならびにQ-U調査を実施する。
- ・「心と体のアンケート」は担任→学年主任→生徒指導主事の流れて即座に確認し、管理職を含めた主任会を通して記入事項について共通理解を図る。

(2) 教育相談の充実

- ・生徒の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や学年主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を測ることができるように努める。
- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切にして教育相談を進める。
- ・学年会や職員会等において、定期的に各学級の生徒の様子を交流して生徒理解を図り、指導に生かす。
- ・学級担任と生徒との二者懇談や、生徒の行動観察からいじめの早期発見・早期対応に努める。

(3) 教職員の研修の充実

いじめ防止等のための対策に関する資質向上を目的とした研修の実施を行う。特に、いじめが疑われる事案の発見や認知についての研修および、それに伴う初動体制についての研修を年度当初に実施する。

(4) 保護者との連携

いじめに係る相談を受けた場合は、その日のうちにすみやかに事実の有無を行う。いじめが確認された場合は「いじめ対策委員会」を開き、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行なった生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(5) 関係機関との連携

生徒が学校生活を送って行く上で、必要が生じた場合には、附属学校のみならず本学、教育学部及び関係諸機関との連携を図りながら、指導にあたる。特に、インターネット上の誹謗中傷については、保護者の協力を得ながら事実関係を明らかにするとともに、実状に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置

○「いじめ防止対策推進法（以下、法）：第22条に基づき、「いじめ防止」及び「いじめ問題の対応」のために、以下のように、いじめ対策委員会と附属学校いじめ問題専門委員会を設置する。

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

いじめ対策委員会[附属中学校]

学校職員：副校長・教頭・主幹教諭・教務主任・
生徒指導主事（教育相談担当）・学年主任・
特別支援コーディネーター・スクールカウンセラー・
学校職員以外：PTA 会長・学校評議員・岐阜大学教授

附属学校いじめ問題 専門委員会[岐阜大学]

心理、福祉等に関する
有識者・弁護士・医師

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応年間計画

「岐阜大学教育学部附属中学校いじめ防止プログラム」

月	取組内容	備考
4月	・附属学校ホームページによる「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）の発信 ・職員研修会（「方針」の確認、初動体制の在り方の共通理解）実施 ・外部講師による研修会 ・「生徒理解」交流①②	「方針」の確認
5月	・PTA 総会で「いじめ防止に向けた学校方針」説明 ・附属学校いじめ問題専門委員会の開催 ・「心と体のアンケート（記名式）①」の実施、教育相談の実施 ・「生徒理解」交流①②	
6月	・第1回 QU 調査の実施、結果分析、教育相談の実施 ・「生徒理解」交流①②	
7月	・三者懇談の実施 ・職員会（夏休み中の生徒指導の共通理解、個別対応生徒の確認） ・「生徒理解」交流①②	
8月	・「生徒理解」交流①②	夏季休業中の指導
9月	・「心と体のアンケート（無記名式）①」の実施 ・附属学校いじめ問題専門委員会の開催 ・「生徒理解」交流①②	
10月	・「心と体のアンケート（記名式）②」の実施、教育相談の実施 ・「生徒理解」交流①②	
11月	・第2回 QU 調査の実施、結果分析、教育相談の実施 ・「人権月間」の取組（生徒会主体の取組） ・「生徒理解」交流①②	
12月	・三者懇談の実施 ・「教職員取組評価（学校評価）アンケート」の実施 ・職員会（冬休み中の生徒指導の共通理解、個別対応生徒の確認） ・「生徒理解」交流①②	冬季休業中の指導
1月	・「心と体のアンケート（無記名式）②」の実施 ・「心と体のアンケート（記名式）③」の実施、教育相談の実施	

	・附属学校いじめ問題専門委員会の開催 ・「生徒理解」交流①②	
2月	・職員会（いじめ認知件数の報告、「方針」の見直し）の実施 ・「生徒理解」交流①②	
3月	・今年度の取組の反省と次年度の取組に向けた計画 ・「生徒理解」交流①②	いじめ認知数・解消数の確認

* 「生徒理解」交流①：毎週月曜日に行う職員打ち合わせの中で行う

* 「生徒理解」交流②：毎週1回、「教育相談委員会」を管理職、生徒指導主事、学年主任、特別支援コーディネーターの参加で行う。必要に応じてスクールカウンセラーも参加する。

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応（法第23条に基づいて明示）

【組織対応】

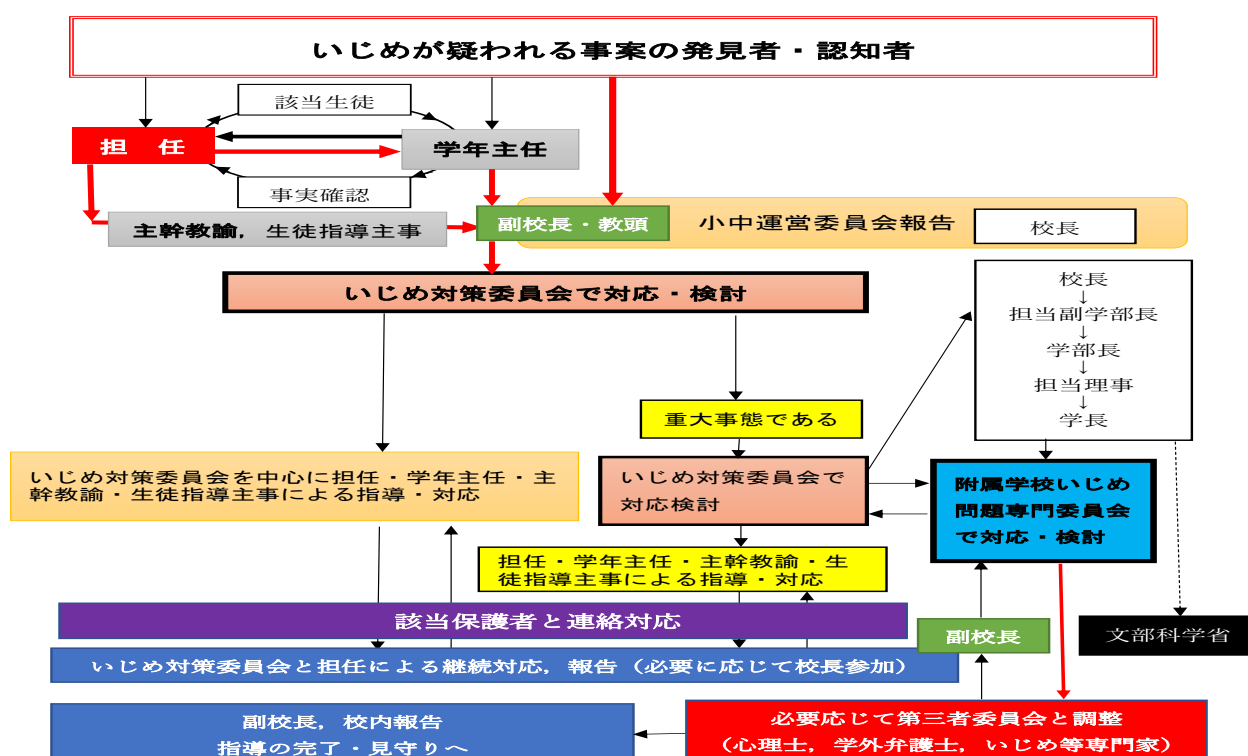
- ・「いじめ対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的、かつ丁寧に事実確認を行う。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、すぐに管理職に報告する。そして、いじめを受けた（疑いがある）生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら生徒への指導に当たる。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた生徒に対しては、保護者と連携しつつ生徒を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

[大まかな対応順序]

- ・いじめと思われる事案が発生した場合の対応は以下のように行う。



(2) 「重大事態」と判断された時の対応（法第28条に基づいて明示）

- ・いじめにより生徒の生命，心身又は財産に多大な被害が生じた疑いがあると認められるとき，いじめにより生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時については，以下の〔主な対応〕を行う。

- ・「重大事態」とは，生徒が自殺を企図した場合，身体に重大な障害を負った場合，金品等に重大な被害を被った場合，精神症の疾患を発症した場合などのケースが想定される。
- ・「相当の期間」については，不登校の定義を踏まえ，年間30日を目安とするが，生徒が一定の期間，連続して欠席している場合には上記の目安にかかわらず，以下の〔主な対応〕を行う。
- ・生徒や保護者から，いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合は，重大事態が発生したものとして対応する。

〔主な対応〕

- ・校長から教育学部長を経由し，学長へと報告する。学長は文部科学省へ報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止するため，いじめ問題専門委員会の指導の下，事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行なった場合は，調査結果について，いじめ問題専門委員会へ報告するとともに，いじめを受けた生徒及びその保護者に対し，事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・生徒の生命，身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは，直ちに所轄警察署に通報し，適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず，いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため，学校評価において次に2点を加味し，適正に学校の取組を評価する。
 - ① いじめの早期発見の取組に関すること
 - ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報の取扱い

○個人調査（アンケート等）について

- ・保護者から「いじめがあった」等の申し立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため，アンケートの質問票の原本等の一次資料は，最低でも当該生徒が卒業するまで保存する。また，アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は，5年間保存する。